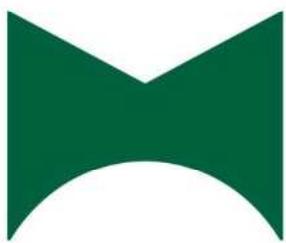


山都町地域防災計画  
〔地震災害対策編〕



令和2年度

山都町防災会議

## 沿革

平成19年 6月19日作成  
平成20年 6月20日修正  
平成21年 6月 5日修正  
平成22年 6月 4日修正  
平成29年 6月 1日修正  
平成30年 6月 6日修正  
令和元年 6月 4日修正  
令和2年度 6月 1日修正

## ※ 構成要領の変更

「一般災害対策編」を「共通災害対策編」として構成を修正し、 地震災害対策編の第4章として「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び第5章として「阿蘇火山広域避難推進計画」を新規記載

# 目次

## 第1章 総 則

第 1 節	目 的	3
第 2 節	関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織 及び分掌事務	3

## 第2章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	3
第 2 節	自主防災組織育成計画	5
第 3 節	防災訓練計画	6
第 4 節	防災業務施設整備計画	7
第 5 節	火災予防計画	7
第 6 節	公共施設等災害予防計画	8
第 7 節	給水確保計画	9
第 8 節	避難収容計画	9

## 第3 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	11
第 2 節	職員配置計画	12
第 3 節	応援要請計画	15
第 4 節	地震情報伝達計画	16

第 5 節	災害情報収集・伝達計画	16
第 6 節	広報計画	18
第 7 節	避難収容対策計画	19
第 8 節	交通規制計画	19
第 9 節	水防計画	22
第 10 節	救出計画	22

#### **第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画**

第 1 節	総 則	23
第 2 節	南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方	23
第 3 節	南海トラフ巨大地震等発生時の応急対策	24
第 4 節	地震防災上必要な教育及び広報	25
第 5 節	地域防災力の向上	25
第 6 節	関係機関（者）との連携協力の確保	26

#### **第5章 阿蘇火山広域避難推進計画**

第 1 節	総 則	27
第 2 節	広域避難の実施	29
第 3 節	広域避難対策	30
第 4 節	避難所の開設及び運営	31
第 5 節	今後の取組みについて	32

## 第 1 章 総 則

### 第1節 目 的

平成28年熊本地震は、山都町に甚大な被害をあたえ、町民生活に重大な影響を及ぼした。震災から四年が過ぎ、山都町として、地震災害に対処するため、この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するために災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

### 第2節 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

#### 1 関係機関等の処理すべき事務業務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、共通災害対策編 第1章第3節に掲げる事務又は業務を処理する。

#### 2 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合においての応急対策を実施するための組織及び分掌事務については別冊（共通災害対策編）第3章第1節に掲げる組織及び分掌事務とする。

## 第 2 章 災 害 予 防 計 画

### 第1節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとするこのため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会等開催により、防災教育を実施するものとする。

## 1 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、災害時の職員の初動による対応の遅れ、あるいは生命にかかわる事象に繋がることもあることから、初動における行動を重視する。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

## 2 町民に対する防災知識の普及の方法

防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、組単位のコミュニティー、老人会、女性部会等の組織、学校、施設等に対して防災知識普及のためあらゆる手段をつくして普及徹底を図る。

特に、普及の方法に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。また、職員による出前講座の活用を効果的に活用し防災意識の向上に努めるとともに、要配慮者への配慮対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

### (1) 普及の内容

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 震災対策の現状
- エ 平常時の心得（日頃の準備）
- オ 地震発生時の心得

### (2) 普及の方法

- ア 社会教育を通じての普及
  - 社会教育関係団体等の会合、各種研修・講習会等の機会を活用する。
- イ 広報媒体等による普及
  - 報道機関の利用、印刷物の利用、映画・スライドの利用、同報系防災行政無線の利用、広報車の巡回、講演会等の開催

#### ウ 防災訓練における普及

町民に避難訓練等の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上を図る。

### 3 防災知識の普及の時期

普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

### 4 防災相談

町及び防災関係機関は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、町民からの相談に隨時、適切に対応するものとする。

## 第2節 自主防災組織育成計画

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、地震災害に備えるものである。

### 1 地域住民の自主防災組織

#### (1) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

#### (2) 組織づくり

自治振興区などの自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。

ウ 女性団体、青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等をつうじ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

#### (1) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

#### (2) 活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

イ 災害時の活動

- (ア) 情報収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護
- (オ) 給食給水

## 2 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

### 第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

#### 1 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

#### 2 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。(地震防災訓練年度 1 回基準)

- (1) 参集(非常呼集)訓練 (2回)
- (2) 災害対策本部等設置訓練 (1回)
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練
- (4) 避難(誘導)訓練 (1回)
- (5) 救出・救護訓練 (1回)
- (6) 輸送訓練 (隔年)

(7) その他必要な訓練（当時の状況による。）

### 3 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関・防災士は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

### 4 訓練の時期・場所等

#### (1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。特に多くの参加者を募るため、行事と重ね実施することが望ましい。

#### (2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

#### (3) 住民参加を求める場合の留意事項

実施訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行うものとする。

#### (4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

## 第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止の為の水防並びに消防及び救助に必要な通信施設及び各種機材器具等の整備並びに防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

また、町庁舎は地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。

このため、耐震性、耐火性の確保及び大規模災害における対策本部機能の充実を図ることを努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検、応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

## 第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼した場合、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

## 1 火災防止、初期消火

### (1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

この際、「通電火災の防止を重視し、避難時のブレーカーを切る」ことを住民に周知する。

### (2) 防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

### (3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に發揮できるよう、消防法で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

### (4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

### (5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であることから、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

## 2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で、道路の幅員が狭いことから、消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員 6 m 以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

## 3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

## 第6節 公共施設等災害予防計画

### 1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁を重点に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

### 2 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

### 3 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るために、次に掲げる対策を講じるものとする。

#### (1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施、必要に応じて耐震改修を実施する。

#### (2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難道路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

## 第7節 給水確保計画

### 1 水道施設の耐震化

緊急時に応急給水用の水が確保できるよう、検討する。

### 2 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

### 3 住民による飲料水の確保

最低3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

## 第8節 避難収容計画

### 1 避難場所、避難路の整備及び選定

#### (1) 避難場所

##### ア 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護する為に必要な規模及び構造を有する避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとする。

イ 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

住民の生命、身体の安全を確保するため、次の規準により避難場所を選定、整備しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

- (ア) 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。
- (イ) 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空き地を有すること。
- (ウ) 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置すること。
- (エ) 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (オ) 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することだけはできるだけ避けること。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

## 2 避難指示・勧告

大規模地震発生時に、同時多発の火災による延焼拡大及び地鳴り、小石等の崩落によりがけ崩れ等の兆候が見られる場合など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告又は指示を行うものとする。

## 3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の周知徹底

大規模地震発時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び場所

- イ 難所への経路
  - ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法
  - エ 避難後の心構え
- (2) 管理者対策

診療所、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 組織計画

##### 1 災害対策本部等の設置規準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

町災害対策本部の組織及び編成等は、山都町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置規準については、次のとおりとする。

###### (1) 山都町災害対策本部設置の基準

###### ア 自動設置

管内で震度6弱以上の地震が発生した場合

※ 災害対策本部自動設置の場合は、その理由及び現状を町長の登庁後、速やかに報告することを基本とする。

###### イ 町長承認後の設置

(ア) 災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その被害の規模及び範囲から災害対策本部を設置し、応急対策を必要とする場合には、順序を経て町長の承認を得るものとする。

(イ) 激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合も同様とする。

###### ウ 町長不在時、または連絡が不通の場合

総務課長は、最上位者に状況を伝え、災害対策本部設置の承認及び災害対策本部長代理の旨の承認を得るものとする。

※ 最上位者は、町長との連絡がついた場合、状況を伝えるとともに指示を仰ぐものとする。なお、町長の登庁までの間、災対本部の指揮・統制を行うものとする。

(総務課長が連絡不通の場合は、企画政策課長が実施する。)

###### (2) 山都町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて各支所、又は主要被災地に設置する。

## 2 熊本県現地災害対策本部との連携

山都町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した時は、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

## 第2節 職員配置計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

### 1 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

#### (1) 命令系統

ア 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

イ 町長に事故があった場合は、副町長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。

#### (2) 連絡系統

ア 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長、に連絡を行い、要な指示を受けるものとする。また、各課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

イ 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。

ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

### 2 組織の確立

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 職員の配置

ア 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置して情報の収集等に当たらせるものとする。

イ 注意警戒態勢

震度4の地震が発生した場合は、総務課防災係2人による警戒態勢をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行う。併せて、熊本県庁への状況報告（様式第1により）

及び定時報告を実施する。また、防災係は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

ウ 1号配備態勢（災害警戒対策本部を設置）

震度5弱が発生した場合は、防災係4名は直ちに災害警戒対策本部を設置し、関係課（「緊急登庁基準（地震）」を参照）担当課職員2人による警戒体制をとるものとする。

エ 2号配備態勢（災害警戒本部 ⇒ 災害対策本部）

震度5強が発生した場合、防災係4名は直ちに災害警戒本部を設置し、関係課（「緊急登庁基準（地震）」を参照）は、各課1／2の出勤をし、被害等の情報収集及び対応にあたる。

特に避難所開設については、当時の被害状況及び余震にもよるが、避難所開設の準備を行う。被害が拡大し、1／2の職員で対応困難な場合には、早急に判断し2号配備態勢から3号配備態勢への移行を準備する。その際、町長への承認及び町民への避難勧告等の周知を実施する。また、危機管理官対策班（防災係）は、速やかに災害対策本部の設置を行う。

オ 3号配備態勢

全職員参集、災害対策本部自動設置（震度6弱以上）（「緊急登庁基準（地震）」を参照）

なお、職員が登庁していない課については、総務課職員が連絡を行い安否の確認を実施するとともに登庁できる状況であれば登庁させ、警戒体制を整えるものとする。

関係課は、職員の参集に遗漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

カ 災害対策本部の設置等

震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員により対応するものとし、自動的に災害対策本部を設置するものとする。なお、その旨を町長に報告し、登庁後直ちに、被害状況を報告する。

また、災害対策本部の設置要領については、登庁した職員から災害対策本部室の資器材等を搬入する等、災害対策本部の設置を優先に行うものとする。

細部の行動は「災害対策本部設置マニュアル」による。

キ 自主登庁

勤務時間外に震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へ、その旨を連絡するとともに、本庁又は最寄りの支所、出張所あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

ク 非常呼集要領

非常呼集については「災害時職員行動マニュアル」の緊急登庁基準により行う。

ケ 待機場所

上記ア～ウの配置態勢における職員の待機は、各課・支所とするが、総務課待機班に態勢の完了を報告するものとする。

コ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

1 山都町役場本庁舎 2 蘇陽支所 3 清和支所 とする。

※ 被害により本庁の使用が困難な場合、また被害が支所周辺に集中し、当該支所において災害対策本部を設置した方が対応容易な場合は、町長の判断により決定する。

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

**地 震 時 の 職 員 参 集 基 準**

警戒態勢	震度	職員配置 態 勢	参 集 方 法 等
注意警戒 態 勢	4	総務課 防災係 2名  ※必要に応じ、関係 課へ連絡の処置	[勤務時間内] ○県危機管理⇒防災係⇒総務課長に報告（担当職員へ指示） [勤務時間外] ○県危機管理防災課→宿（日）者→総務課長→担当職員 ○防災係 2名は別命なく登庁し、被害等の情報収集を実施して、 じ後の警戒体制を確保する。また、県に対して定時報告等の定型様式による報告を実施する。（総務課長 ⇄ 防災係） ○防災待機マニュアルに従い処置を実施
第 1 配備 態 勢	5 弱	総務課 建設課 農林振興課 健康福祉課 教育委員会 環境水道課	[勤務時間内] 県危機管理防災課→総務課長（庁内放送）→関係職員 [勤務時間外] 県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員→関係職員 震度 5 弱の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 人員は、各課 2 名以上とし、必要に応じて増員するものとする。 ※ 防災係（4 名）は登庁し、被害情報の収集及び県等へ報告するとともに、じ後の警戒態勢を確保する。 (総務課長 ⇄ 防災係)

第2配備 態勢	5強	役場全課等	[勤務時間内] 県危機管理防災課→総務課長（庁内放送）→関係職員 [勤務時間外] 県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員→関係職員 震度5強の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 人員は、各課1／2以上とし、必要に応じて増員するものとする。 ※ 防災係（4名）は登庁し、被害情報の収集及び県等へ報告するとともに、じ後の警戒体制を確保する。
第3配備 態勢	6弱以上	全職員	[勤務時間内] 県危機管理防災課→総務課長（庁内放送）→全職員 [勤務時間外] 県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員→全職員 震度6以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 但し、家庭の事情及び道路の被害等によりで登庁できない場合は、各課長へその旨伝えるものとする。 ※ 細部の行動は「災害時職員行動マニュアル」による。

### 第3節 応援要請計画

大地震による火災が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

#### 1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

##### (1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

##### (2) 防災会議構成機関

町は、山都町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

#### 2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、山都町地域防災計画（一般災害対策編）第3章第3節自衛隊派遣要請計画によるものとする。

#### 3 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

## (2) 県への応援又は応援幹施の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹施を要請するものとする。

## 4 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹施等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

## 第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、山都町地域防災計画（風水害対策編）第3章 第2節 気象予警報等伝達計画によるものとする。

## 第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

### 1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務振興課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（自治省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

### 2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 山都町・・・・・・・・・・・防災関係課ごと 1名
- (2) 防災関係機関・・・・・・・・・・・当該関係機関ごと 1名

### 3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会から情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち(1)～(6)の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（第1部 第3章 第6節 5項）に基づいて行うこととするが、急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- (1) 人的被害
- (2) 火災の発生状況(炎上箇所、延焼状況)
- (3) 家屋等の倒壊(住宅、ブロック塀等の倒壊状況)
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害情報

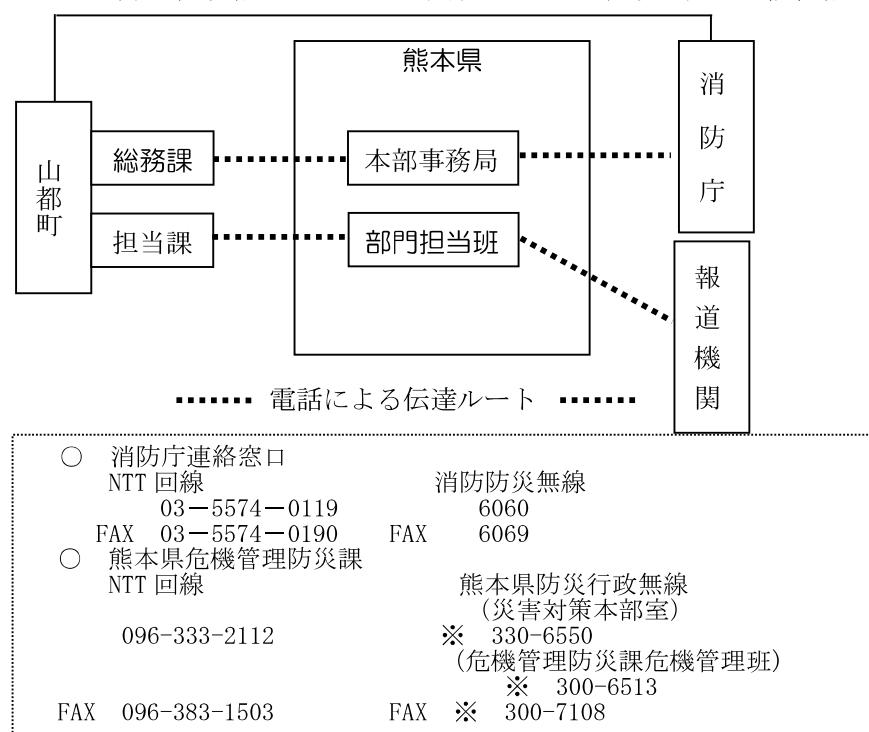
#### 4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、山都町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行うものとする。

#### 5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、次のとおりである。

(県に直接報告ができない場合にあっては直接消防庁へ被害報告)



## 6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

### 第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

#### 1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

#### 2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

#### 3 情報等収集活動

原則として山都町地域防災計画（共通災害対策編）第3章第5節 情報収集及び被害報告取扱計画によるものとする。

#### 4 町における広報活動

##### (1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害の概況（被害の規模・状況等）

ウ 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項

エ 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項

オ 電気、ガス、水道等供給の状況

カ 防疫に関する事項

キ 火災状況

ク 医療救護所の開設状況

ケ 給食・給水実施状況

コ 道路、河川等の公共施設被害

サ 道路交通等に関する事項

シ 一般的な住民生活に関する情報

ス 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

セ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

ソ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様の応じて次の広報手段のうちもっとも有効かつ適切な方法によるものとする。

ア 防災行政無線による広報

イ 広報車等による広報

ウ 消防団による広報

エ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報

オ 広報誌、チラシ、ポスター等

カ 避難場所への職員の派遣

キ 自主防災組織等による広報

ク 町のホームページ

ケ その他状況に応じ効果的な方法

(3) 報道対応計画

報道に対する対応については、正確な情報及び情報の適時性から一元化を図り、誤解・誤報等がないように努める。

※ 細部の報道対応要領は「災害時報道対応マニュアル」による。

## 第7節 避難収容対策計画

### 1 避難の勧告又は指示の内容及びその周知

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

(1) 要避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難理由

(4) 避難経路

(5) 避難時の注意事項

### 2 避難の勧告または周知の方法

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

(1) 防災行政無線による周知

(2) 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知

(3) サイレンによる周知

- (4) 広報車等による周知
- (5) 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- (6) 報道機関を通じての周知

### 3 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。(災害対策基本法第63条)

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

### 4 避難誘導

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ部落単位等で集団避難を行うものとし、特に、高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

### 5 避難所の開設及び運営

#### (1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置する事が出来ない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

#### (2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

#### (3) 避難所運営職員の派遣

避難所を開設した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（パックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物等を仮設し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

## 6 災害弱者への配慮

(1) 要援護者に係る対策

ア 安否確認、救護活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害弱者の安否確認、救護活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮する。

イ 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

ウ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害弱者に対して、巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

ア 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ 避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

## 7 避難予定場所

避難予定場所については、山都町地域防災計画（共通災害対策編）第3章第9節避難収用計画によるものとする。

## 第8節 交通規制計画

交通規制計画については、山都町地域防災計画（共通災害対策編）第3章第18節交通対策計画によ

るものとする。

## 第9節 水防計画

水防計画について本計画を併用し、組織等についても山都町地域防災計画（風水害対策編）第3章第3節水防計画に基づいて対応するものとする。

## 第10節 救出計画

### 1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

### 2 救出対象者

救出対象者は概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者。
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者。

### 3 救出の方法

#### (1) 町、消防職員・団員による救出

ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。  
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ 救出活動に必要な車輌、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して早期救出に努めるものとする。

## 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総 則

#### 1 推進計画目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域指定に基づき、南海トラフ地震における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

#### 2 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、別冊（共通災害対策編）第1章第3節に掲げる事務又は業務を処理する。

#### 3 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合においての応急対策を実施するための組織及び分掌事務については別冊（共通災害対策編）第3章第1節に掲げる組織及び分掌事務とする。

#### 4 災害対策本部の設置の要件等

災害対策本部の設置については別冊（共通災害対策編）第3章第1節及び「災害対策本部設置マニュアル」による。

### 第2節 南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方

本計画の目的を達成するため、指定行政機関地方公共団体関係、事業者、地域住民等は、この計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき的確に地震防災対策を推進しなければならない。

またこの計画は、社会環境の変化、施設整備強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならぬ。

#### 1 南海トラフの特性

南海トラフ地震は、我が国において発生する最大級の地震である。その大きな特性として下記事項があげられる。

- (1) 極めて広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生すること
- (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性が高い。

- (3) (1)～(2)の被害は、広域甚大になる。
- (4) 南海トラフ巨大地震となった場合には、被害の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは様相が異なることが考えられる。

## 2 被害に伴う対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。
- (2) 南海トラフ地震対策として、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。
- (3) 「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

## 3 計画の基本方針

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の強化
- (4) 地震災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

## 4 南海トラフ地震防災対策推進計画に当たって配慮すべき事項

下記の南海トラフ地震の特徴を踏まえ、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生する。（海岸地域においては津波の発生）
- (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性がある。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被害の範囲は超広域わたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられる。
- (4) 山都町に想定される地震の大きさは震度6弱以上と予測されている。

### 第3節 南海トラフ巨大地震等発生時の応急対応

災害発生時の応急対策については、山都町地域防災計画「共通災害対策編」及び「地震災害対策編第3章」による行動を基準とするものとする。

## 第4節 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフによる災害から町民の生命、身体、財産を守るためにには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産は、まず、自分で守るということを意識し、行動することが大切である。したがって、地震発生時における町民の適正な判断力の養成、町民の自発的な防災組織づくりは極めて重要である。

このため山都町は、町民、各防災機関と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

### 1 職員等に対する教育

職員に対して地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について必要な防災教育を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (5) 防災関係者は、上記(1)～(4)の職員に対して必要な防災教育（南海トラフの知識等）の実施に努めるものとする。

### 2 町民（地域住民）に対する防災地域（南海トラフの知識）の普及

山都町は、町民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及徹底を図る。この際、従来防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるように着意する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 正確な情報の入手方法
- (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (6) 最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (7) 防災係は、上記(1)～(6)の職員に対して必要な防災講話等（南海トラフの知識等の出前講座）を計画的に実施する。

## 第5節 地域防災力の向上

町は、「強く・柔軟性のある町民生活」の実現を図るため、防災・減災等において、人命の保護が最大限図られることを基本とする。

また、最大規模の地震については、「命を守る行動」を基本として、被害の最小限下を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に、一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう自助・共助の取組を強化し、支援する必要がある。

### 1 町としてとるべき処置

山都町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- (1) 町長及び幹部に対する研修
- (2) 防災担当組織の整備
- (3) 情報伝達手段の整備
  - ア 防災アプリ（ライフビジョン）の最大限の活用 ※ 令和2年5月運用開始
  - イ 防災行政無線のデジタル化への工事の着手（※令和4年度完成予定）
- (4) 消防団、自主防災組織の活動組織の防災訓練の活性化
- (5) 地域における防災活動拠点の整備
  - ア 指定避難所への特設公衆電話機の設置（一部令和2年度）
  - イ 防災備蓄倉庫、避難所、救援物資集積場の機能を有する町営体育館の建設着手
- (6) 防災関係機関との相互連携協力体制の確立
- (7) 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立

### 2 町民としてとるべき措置に係る対策

町民は、自主防災組織及び企業等と協力して以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止及び外壁・コンクリートブロック塀の補修等屋内外における安全対策の実施
- (3) 食料・飲料水等の生活必需品の備蓄
  - 令和元年度、「山都町災害備蓄中期運用計画」に基づき計画的に運用を実施する。
- (4) 各地域における避難対象地域（地区）急傾斜地危険個所等の把握
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火・救助活動及び応急手当等に関する講義・実習による知識の習得
- (7) 防災訓練の実施、参加

## 第6節 関係機関（者）との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

町は、町内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、各避難所等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、

当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の要請及び市町村間の斡旋等の措置を講ずるととともに、市町村間で物資等が不足する場合には、県に対して調達・供給の要請を行うものとする。

#### (2) 人員の応援要請

町は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員が不足する事態になり、対応が困難な状況が予測される場合は、県等に応援要請をするものとする。

### 2 他機関に対する応援要請

町が災害対応対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、協定書を締結している応援協定は別冊 受援計画 様式3「災害時応援協定の運用担当窓口」による。

また、町は必要により、熊本県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を実施するとともに、山都消防署を通じて緊急消防援助隊への応援要請を実施し、併せて近隣市町村への応援要請を行う。

### 3 近隣自治体への支援及び避難者の受入れに関する事項

#### (1) 近隣自治体への支援

南海トラフ地震が発生し、町内への被害が予想より低い場合には、近隣市町村への支援を実施する。特に、山都町は、宮崎県と隣接し、教育、商業等をともにする地域であることから、宮崎県に対する救援物資及び職員等の派遣を優先して支援する。

#### (2) 避難所の受入れに関する事項

南海トラフ地震が発生し、町内への被害が予想より低い場合には、宮崎県等からの要請に基づき避難者の受入れを実施する。

避難者の受入れについては、山都町地域防災計画「共通災害対策編」第3章 第9節「避難収容計画」により実施する。

## 第4章 阿蘇火山広域避難推進計画

### 第1節 総 則

#### 1 計画の位置付け

山都町は、熊本県阿蘇火山広域避難計画に基づき、阿蘇火山広域避難推進計画を作成する。

阿蘇山が、大噴火を起こし地城市町村（阿蘇市・高森町・南阿蘇村）が避難を余儀なくされる場合、近隣市町村が区域を越えて避難者の受入れを行う際の計画を定める。

本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際し関係機関の協議が必要な事項については、必要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して

合意形成を図ることとする。

## 2 基本的な考え方

### (1) 広域避難の実施体制

避難実施市町村が避難勧告等の発令、避難誘導等を実施。県は噴火警戒レベル4、5発表で、人員派遣等の支援を行う。※ 噴火警戒レベル表参照

### (2) 対象となる火山現象

阿蘇山では、噴石、降灰、降灰後土石流、火碎サージ、溶岩流が発生するが、このうち居住地域に影響が大きい溶岩流、降灰、降灰後土石流を本計画の対象とする。

### (3) 避難対象エリア

本県が策定した緊急減災砂防計画において火山現象による一定の影響が想定される範囲を「影響想定範囲」とし、その中で避難が必要となる範囲を「避難対象エリア」とする。

### (4) 避難先

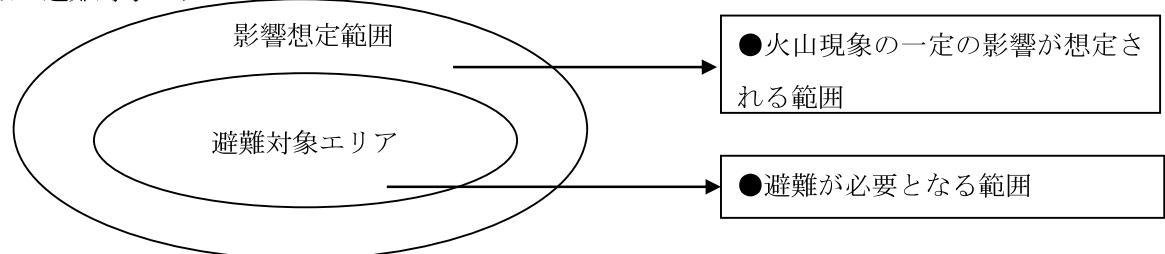
火山活動の状況、収容人数等によって、自市町村外へ避難が必要となる場合は、火口周辺の他の市町村、外輪山の周辺市町村に避難する。

この際、高森町からの避難者を山都町が受け入れる。

### (5) 噴火レベル

噴 火 警 戒 レ ベ ル	5	避難（危険な住居地域から避難）
	4	避難準備（住居地域での避難準備）
	3	入山規制（住民は通常の生活）
	2	火口周辺規制（住民は通常の生活）
	1	活火山であることに留意（住民は通常の生活）

#### ※ 避難対象エリア



#### ※ 避難基準

- ① 火口周辺市町村間の避難  
阿蘇市 ⇄ 高森町 ⇄ 南阿蘇村 ⇄ 阿蘇市
- ② 外輪山周辺市町村への避難
  - 阿蘇市 ⇒ 菊池市・大津町・小国町・南小国町・産山村
  - 南阿蘇村 ⇒ 大津町・西原村
  - 高森町 ⇒ 山都町

## 第2節 広域避難の実施

### 1 広域避難の実施体制

#### (1) 県の体制

広域避難の実施に際しては、熊本県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。

但し、対策本部設置以前においても、警戒体制、災害警戒本部において必要な情報を収集・共有等を行う。

#### (2) 受入れ体制及び関係機関

県及び避難対象町（高森町）と連携を図り、必要な体制を準備する。

### 2 広域避難の手順

#### (1) 広域避難の実施の要否の判断

避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合、原則として、自市町村内の避難所等への避難を実施する。困難な場合、火口周辺市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）内での避難を行う。

大規模な噴火により、3市町村の住民に危険が及ぶと判断した場合は、外輪山周辺市町村への避難を行う。この順に避難先の検討を行う。

#### (2) 避難実施の手順

##### ア 避難者受入れの準備

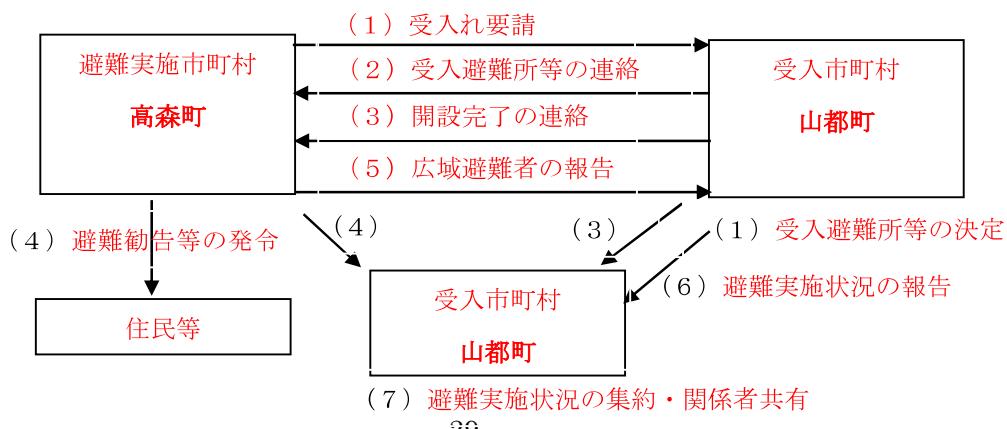
町は、高森町の被災状況等を考慮し、受入可否の確認を行い、その結果を、高森町に連絡する。受入が可能な場合は、避難所の開設及び避難者受入れの準備を開始する。

また、高森町と調整し、必要に応じて一時集結地の開設を決定し、開設の準備を行う。一次集結地は、状況により高森町に開設する場合もある。

##### イ 避難所開設等

町は、避難所の受入れが準備後、高森町に避難所開設完了の連絡を行う。また、併せて県に避難所の開設完了を報告する。

ウ 町は、高森町からの連絡により、受入避難所ごとの広域避難所を把握し、県に報告する。



## エ 受入れ避難所の決定

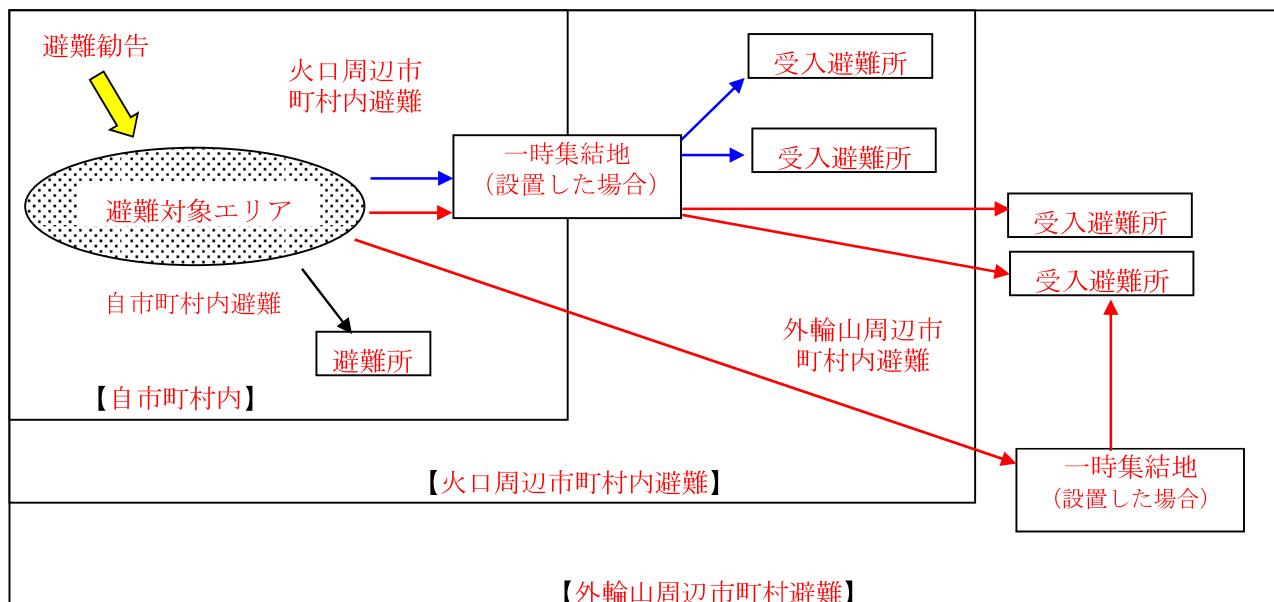
町は、高森町と調整し、指定避難所の中から、受入避難所を決定する。また、自家用車による避難が原則となることから、駐車場の確保が可能な避難所を優先的に決定する。

なお、コミュニティを維持するため、同一地区の住民が同じ受入避難所に避難できるよう可能な限り配慮する。

## ウ 一時集結地の決定

駐車場の確保が困難な場合や、避難所開設に時間を要する場合は、避難対象エリア外に一時集結地を設ける。一時集結地は予め候補地を定め、管理者との協定書を締結することが望ましい。

【広域避難イメージ】



## 第3節 広域避難対策

### 1 一時集結地の定義

(1) 受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を一時集結地という。受入避難所での駐車場の確保が困難となることが予測される場合及び受入避難所の開設に時間を要する場合に設置する。

また、避難行動要支援者や社会福祉施設等の入所者や入院患者の避難に際して、バスを利用する時の乗車場所を兼ねて設置する場合もある。

### (2) 一時集結地の候補地

駐車場等の十分なスペースを確保できる施設を予め候補地として選定し、高森町及び本町は、施設管理者との協議、調整を行う。

### (3) 一時集結地の開設

一時集結地は避難対象エリアの外に設置する。一時集結地を高森町内に設置する場合は、高森町が開設、誘導、案内等の運営を行う。また、山都町内において設置する場合は、開設は山都町が、運営は高森町が行う。

## 2 広域避難経路の開設

### (1) 主な広域避難路

国道 265 号、国道 325 号、県道 319 号、グリーンロード南阿蘇

### (2) その他の広域避難路

本町は、高森町と広域避難計画について協議し、広域避難路及び一時集結地等について調整し、決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行う。

また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、予備の避難経路を検討する。

## 第4節 避難所の開設及び運営

### 1 受入（山都町）の対応事項

#### (1) 平常時

広域避難計画の見直し及び高森町との避難計画についての調整等

#### (2) 噴火警戒レベル 2 又は 3

山都町は、広域避難者の受入を円滑に行うために、受入避難所施設、一時集結地施設との使用に関する調整を行う。

#### (3) 噴火警戒レベル 4 以上

広域避難が必要となった場合、避難実施市町村である山都町と受入市町村である高森町が調整し受入避難所を決定する。また必要に応じて一時集結地の開設を決定する。

#### (4) 広域避難開始後

本町は、受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県に対する報告を行う。

また、受入避難所及び一時集結地に職員を派遣し、高森町からの避難者の受入を行う。

## 2 避難所の運営

### (1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村である高森町の職員及び町内会等が行う。

しかし、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村である山都町が地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、避難所の運営を支援する。

(2) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、避難実施市町村である高森町が負担する。

原則として、受入市町村である山都町が立替払いした費用を、後日、避難実施市町村である高森町が受入市町村である山都町に支払うものとする。

具体的な支払方法は、高森町と山都町が協議して決定する。

(3) 駐車場の確保

本計画では、自家用車による避難を原則としている。そのため、避難の実施時には、避難所の駐車場が不足するおそれがあるため、避難所以外の公共施設や民間施設の駐車場の活用などにより、駐車場の確保に努めるものとする。

(4) 避難所の生活環境の保護

避難所の運営に当たり、県及び関係機関やボランティアの協力を得て行う。

この際、要配慮者への対応、避難者のプライバシーの保護、ペット対策にも配慮する。

## 第5節 今後の取組みについて

### 1 避難長期化対策

避難が長期化する場合、県、関係市町村、関係機関等の協議・検討を経て細部の避難計画を見直す。

### 2 避難実施市町村との緊密な連携

現在、具体的な広域避難に関して調整は実施しておらず、早急な計画の調整が必要である。

### 3 避難所における問題点

(1) 感染症対策については、今後改善を図るとともに、高森町との整合性を図っていく。

(マスク・消毒液・間仕切り等の備蓄及び使用の区分)

(2) 広域避難の場合の山都町への降灰被害時の受け入れ可否の検討

(3) ペット対策については、町としての決定事項を地域防災計画内に記載する必要がある。

本計画については、地域防災計画の記載事項によるものとする。